

# ～豊かなスポーツライフが島根に“活力”と“夢”を与えます～

## 公益財団法人島根県スポーツ協会

# スポーツクリニック事業実施要項

### 1 目的

県民が生涯にわたって継続的にスポーツライフに親しめる環境づくりの一助として地域の団体を対象に協会の職員を派遣し、スポーツを通じて楽しみや喜びを体験してもらうとともに、日常的な健康・体力づくりの実践、技術の習得・向上等、スポーツ活動のサポートを展開することにより、地域の活性化・コミュニティの再構築を図る。

### 2 主催

公益財団法人島根県スポーツ協会

### 3 事業内容

#### (1) 派遣種目

- ・水泳・ホッケー・体操・新体操・レスリング・ハンドボール・柔道・テニス・相撲
- ・バレーボール(6、9人制)・バスケットボール・剣道・トランポリン・ソフトテニス
- ・フェンシング・なぎなた・陸上・体力測定・トレーニング指導・その他

#### (2) 派遣対象団体

- ・スポーツクラブ      ・職場職域関係団体      ・市町村体育・スポーツ協会
- ・学校教育団体      ・その他(公益財団法人島根県スポーツ協会が適当と認めた団体)

#### (3) 派遣の条件

- ①原則としてスポーツ活動に対して派遣します。
- ②原則として10名以上の団体を対象とします。
- ③派遣指導は希望日1日(当日)とし、定期的、継続的な指導は原則対象としません。

#### (4) 派遣費用

- ・派遣に係る経費は、公益財団法人島根県スポーツ協会が負担します。

#### (5) その他

- ・指導場所・用具等は、原則として依頼団体で準備してください。

### 4 派遣申請手続き等

- (1) 指導者(職員)の派遣を希望される団体は、派遣希望日の1ヶ月前までに、期日、場所及び希望種目を公益財団法人島根県スポーツ協会へ電話で御連絡ください。
- (2) 派遣指導者(職員)と調整を行い派遣申請団体へ連絡します。併せて、手続きに係る書類を送付します。
- (3) 送付された申請書で指導希望日の2週間前までに、手続きを完了してください。

### 5 その他

- (1) 指導者(職員)の派遣については、希望に添えないこともありますので了承願います。
- (2) 指導中の事故等に対処するため、参加者は傷害保険に加入する等依頼者側で処置してください。

#### 問合せ先

公益財団法人島根県スポーツ協会

しまね広域スポーツセンター 生涯スポーツ課

〒690-0873 松江市内中原町20-1 城南ビル3階

TEL: 0852(60)5053 FAX: 0852(26)4733

担当: 土江